

船橋市立リハビリテーション病院
平成23年度 条例等遵守事項の実施状況

1 患者及びその家族に対して提供するサービスに関する事項

1) 診療成果等の医学的側面に関する事項

遵守事項1:職員配置基準(病棟毎)

遵守基準:

- ① 医師……………1人以上
② PT……………患者4.5人毎に1人以上
③ OT……………患者4.5人毎に1人以上
④ (准)看護師…患者3人毎に1人以上
⑤ 看護補助者……患者6人毎に1人以上
⑥ ④+⑤……………患者1.5人毎に1人以上
(リハビリ病院条例施行規則第8条)

実施状況:

全職種において基準が満たされていた。(病床稼働率 93.7%)

		2階		3階		4階	
病棟		南病棟	北病棟	南病棟	北病棟	南病棟	北病棟
病床数		34.0	34.0	34.0	34.0	32.0	32.0
病床数×稼働率		31.8	31.8	31.8	31.8	29.9	29.9
①医師	基準	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	配置	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
②PT	基準	8.0	8.0	8.0	8.0	7.0	7.0
	配置	11.0	11.0	11.0	11.0	10.0	10.0
③OT	基準	8.0	8.0	8.0	8.0	7.0	7.0
	配置	10.0	10.0	10.0	10.0	9.0	9.0
④看護師	基準	11.0	11.0	11.0	11.0	10.0	10.0
	配置	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0
⑤看護補助	基準	6.0	6.0	6.0	6.0	5.0	5.0
	配置	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
⑥④+⑤	基準	22.0	22.0	22.0	22.0	20.0	20.0
	配置	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0

遵守事項2:入院治療の毎日の提供

遵守基準:

リハビリ病院の入院患者の診療に当たっては、医師等の従事者の配置基準その他の事項が規則で定める基準を満たすとともに、特段の事情のない限り毎日リハビリテーションを実施しなければならない。(リハビリ病院条例第14条)

実施状況:

遵守基準を大幅に上回るPT・OT・ST等の職員が配置され、患者に365日休むことなくリハビリテーションが提供されていた。

遵守事項3:医療安全対策及び院内感染症防止対策のマニュアル策定と

医療事故等の対応

遵守基準:

医療安全管理マニュアル及び感染対策マニュアルを策定すること。
(基本協定書 仕様書)

実施状況:

20年度に、院内に医療安全を専門に担当する医療安全委員会、院内の感染防止を専門に担当する感染対策委員会が設置され、同委員会において医療安全マニュアル及び感染症対策マニュアルが作成されており、23年度も継続した活動が行なわれていた。

遵守事項4:クリティカルパス方式の導入

遵守基準:

クリティカルパス方式を導入し、患者に分かりやすい診療とすること。
(基本協定書 仕様書)

実施状況:

千葉県共用地域連携パスの使用を行うほか、個々の患者に対してリハビリテーション計画(大まかな入院目標、期間の提示)、退院時計画(患者家族様、ケアマネも視野に入れた内容の提示)の説明がなされ、患者に分かりやすい診療がされていた。

遵守事項5:スタッフ間の診療情報の共有化

遵守基準:

電子カルテシステムを含む医療情報システムを導入し、患者様とその家族、並びにスタッフに対して診療情報をオープンにするとともに、診療情報のデータベース化により医療の質の向上を図ること。ただし、個人情報の保護に十分留意すること。
(指定管理者指定条件)

実施状況:

朝夕のミーティング、入院時合同カンファレンス、定期カンファレンス等が開催され、患者の容態、治療目標等の情報共有化が図られていた。

遵守事項6:医療情報システムの構築

遵守基準:

電子カルテシステムを含む医療情報システムを導入し、患者様とその家族、並びにスタッフに対して診療情報をオープンにするとともに、診療情報のデータベース化により医療の質の向上を図ること。ただし、個人情報の保護に十分留意すること。
(指定管理者指定条件)

実施状況:

リハビリ病院専用に独自開発した入院・外来電子カルテシステム(カルテ機能に加えオーダーリングシステム含む)が開院時より導入されていた。
また、患者とその家族、並びにスタッフに対して診療情報のオープン化がはかられ、診療情報のデータベース化により医療の質の向上を図られ、個人情報の保護にも十分留意されていた。

遵守事項7:急性期から維持期のリハビリテーション医療の中核的な役割

(ア)急性期との連携

遵守基準:

急性期から維持期のリハビリテーションを提供する者との緊密な連携を図り、本市におけるリハビリテーション医療の中核的な役割を担うこと。
(基本協定書 仕様書)

実施状況:

急性期病院の連携については、市立医療センターとの連携、他の急性期病院との連携が十分なされていた。

遵守事項8:急性期から維持期のリハビリテーション医療の中核的な役割

(イ)維持期との連携

遵守基準:

急性期病院、かかりつけ医、ケアマネジャー、在宅ケアサービス提供者等地域リハビリテーション関係者との連携体制を構築すること。

(基本協定書 仕様書)

実施状況:

地域リハビリテーション協議会の支援、各地域での勉強会への参加、介護職員を対象にした研修会の開催等により地域リハビリテーション関係者との連携が十分図られていた。

2)患者及びその家族の精神的・生活的側面に関する事項

遵守事項9:患者の自己決定権を尊重した医療

遵守基準:

必要な情報提供を行い、患者の自己決定権を尊重した患者中心の医療を行うこと。

(基本協定書 仕様書)

実施状況:

職員に対しては、職員にカード式の表面「病院基本理念」裏面「患者の権利」の標語を常に携帯させ周知していた。また、新採用研修時や毎月の夕礼等でも基本理念の研修、事例を教育・指導していた。

また、患者に対しては、病院パンフレット及び病棟等院内掲示で周知することにより、患者の自己決定権を尊重した患者中心の医療が実施されていた。

遵守事項10:患者への精神的なサポート

遵守基準:

患者及びその家族に対する精神的な支援の重要性について職員に周知するとともに、接遇の向上を図ること。

(基本協定書 仕様書)

実施状況:

ソーシャルワーカーが中心となり心理社会的な相談から退院に関する相談まで幅広く対応していた。平成23年度は総件数23477件(心理面9455件)の相談に対応することにより、患者及びその家族に対する精神的な支援が十分なされていた。

また、接遇研修を行い、接遇の向上も図られていた。

遵守事項11:患者等の苦情相談窓口の設置及び苦情対応体制を構築

遵守基準:

患者等からの苦情と相談に対応する窓口を設置すること。

苦情対応のための体制を構築するとともに、対応マニュアルを策定し、患者等に対しその内容を周知すること。

(基本協定書 仕様書)

実施状況:

苦情相談につき、総合受付の隣に総合相談窓口を設置し、総合相談窓口業務マニュアルに基づき対応を行っていた。

また、相談ポストにきた苦情については、回答を院内掲示板に載せ、対応していた。

遵守事項12: 船橋市個人情報保護条例に基づく適切な措置

遵守基準:

個人情報の保護に関する基本方針を成文化し、公表すること。
(基本協定書 仕様書)

実施状況:

個人情報保護規程を作成し、リーフレット、院内掲示、ホームページにて公表していた。

遵守事項13: 食事の提供方法の配慮、可能な限り食堂の使用等

遵守基準:

食事の種類や内容、また食器や食事をする環境等の提供方法に十分配慮すること。
病棟各階に厨房と病棟の患者様が全員入る食堂を設けているので、できたての食事を提供するとともに、できる限り食堂で食事を提供すること。
(指定管理者指定条件)

実施状況:

各病棟の厨房にて出来立ての選択メニューによる和食・洋食が提供され、食器には陶磁器が使用されていた。

また、経管栄養・経腸栄養の患者等を含めた全患者を病棟食堂にて食事できるようにすることにより、食事提供方法に十分配慮がされていた。

3)人材の育成その他適切な医療体制の構築に関する事項

遵守事項14:スタッフの接遇について倫理規範の成文化、スキルの向上等

遵守基準:

倫理規範を成文化し、スタッフに対する周知を徹底すること。

スタッフの接遇の向上を図ること。

(指定管理者指定条件)

実施状況:

接遇研修については、新採用者研修時に「輝生会における接遇」の資料を使って、教育がなされていた。

また、患者アンケート調査において、「職員の対応について」は94%の満足度を得ており、接遇の向上が見られた。基本理念・患者の権利・診療方針などは業務マニュアル、職員カードを常勤・非常勤全職員に配布し、周知徹底が図られていた。

遵守事項15:職員の情報共有化

遵守基準:

効果的なチーム医療を実現するため、情報の共有化の促進やお互いの専門性を尊重する風土の構築に努めること。

(指定管理者指定条件)

実施状況:

リハビリに関する最新情報を収集するため外部講師による講習会等を行い、外部研修会・講習会の内容については、研修参加者が院内伝達講習を行って情報共有を図られていた。また、専門職間で理解を深めるため、勉強会なども行い、お互いの専門性を尊重する風土の構築がはかられていた。

遵守事項16:開院後5年以内に日本医療機能評価機構第三者評価を受審

遵守基準:

開院後、遅くとも5年以内に、(財)日本医療機能評価機構が行う病院機能評価の認証を取得すること。

(指定管理者指定条件)

実施状況:

現在まで未実施であるが、(財)日本医療機能評価機構においてリハビリテーション病院としての評価が新設され次第、直ちに受審することであった。

リハビリテーション病院としての評価に対する審査が開始されるのは平成25年4月1日からとされているため、平成24年度中に受審の申込を完了していただきたい。

2 管理の効率化に関する事項

遵守事項17:電子カルテ、オーダーリングシステム等の計画的構築

遵守基準:

効率的な経営や患者様に対するサービスの向上等の観点から、IT技術を積極的に活用し、患者様・医療情報等の一元化に努めること。

(指定管理者指定条件)

実施状況:

管理の効率化を図るため、電子カルテ(オーダーリングシステム含む)を中核に医事会計システム、薬剤業務システム、給食管理システム、画像診断システム、勤怠給与管理システムを構築し、患者・医療情報等が一元化され、サービスの向上が図られていた。

遵守事項18:調達コストの抑制

遵守基準:

広く調達先を求めるなど、調達コストの抑制に努めること。
(指定管理者指定条件)

実施状況:

施設管理の保守委託に関して、引き続き費用の削減を重視した業者選定がなされているなど、コストダウンの取り組みが行われていた。

遵守事項19:責任体制の明確化等

遵守基準:

責任体制を明確にするとともに、迅速に意思決定できる体制を構築すること。
(指定管理者指定条件)

実施状況:

責任体制が明確な組織が築かれていた。また、院内の非常時の責任分担を明確にした緊急連絡網を作成され、迅速に意思決定できる体制が造られていた。

3 財務内容の改善に関する事項

遵守事項20:リハビリ病院特別会計の設定

遵守基準:

指定管理者は、自主事業の会計と、リハビリ病院に係る特別会計とを明確に区分しなければならない。

(基本協定書 第19条第3項)

実施状況:

当該法人は、2病院・2診療所を有する医療法人であるが、病院会計準則に基づき、事業所単位で年次損益計算書および貸借対照表が作成され、自主事業の会計と、リハビリ病院に係る特別会計が明確に区分されていた。

遵守事項21:非営利性の徹底

遵守基準:

医療の非営利性を損なうことのないよう、調達行為を通じた「事実上の配当」と見なされる行為については、厳に慎むこと。

(指定管理者指定条件)

実施状況:

平成23年度は利益が出ていないが、利益は高額医療機器買い替えのための資金プール、借入金の返済、職員の教育・研修等の医療の質の向上に充当予定とのことであった。また、基本協定書第42条の規程に基づき、利益の10%程度の額を地域リハビリテーションの充実に充当することとなっている。

4 情報公開及び地域住民との交流等に関する事項

遵守事項22:ホームページ等による情報公開、

中期目標の達成度等の定期的な公表

遵守基準:

管理業務の内容等について、ホームページ等を通じ速やかに公表するよう努めるとともに、管理業務の内容等に関し患者等から質問があった場合には、これに積極的に回答すること。

(基本協定書 仕様書)

実施状況:

院内の情報公開は、病院運営の透明性を確保するため個人情報以外は、原則公開するものとし、入院・外来の患者・家族及び来院者に有用な情報が院内情報誌及びホームページにて提供されていた。

遵守事項23:カルテ情報等の情報公開に関する基本的なルールの策定

遵守基準:

個人情報の保護に関する基本方針を成文化し、公表すること。

カルテ情報を開示しない場合の基準を明確にすること。

(基本協定書 仕様書)

実施状況:

カルテ等の診療情報について「船橋市立リハビリテーション病院診療情報開示規程」を定め、本人の開示申請に基づき診療情報を開示することとしていた。その他の事項については、基本協定書第15条に基づき、船橋市情報公開条例の趣旨にのっとり、船橋市と協議し開示することとされている。

遵守事項24: 患者等から定期的に意見を聞く場の設置、

地域住民等の関係者を含む運営委員会の設置等

遵守基準:

患者等との双方向の情報のやり取りを可能にする仕組みの構築に努めること。

患者等から定期的に意見を聞く機会を設けること。

(基本協定書 仕様書)

実施状況:

来院患者(地域住民を含む)及び、入院患者と家族から意見を聞くため、病院内にご意見箱を設置し、広く意見を聞いていた。設置場所は、1F外来トイレ2箇所、各病棟の外来者用トイレ及びデイコーナー。回収頻度は週1回行い迅速に対応すると同時にご意見箱の意見に対する回答を掲示板で公開していた。また、市民公開講座にて患者・ご家族を含む地域住民の方から、幅広くご意見を頂いていた。

遵守事項25: 基本理念、診療方針、患者の基本的権利等を定めて

職員への周知、窓口等への掲示等

遵守基準:

診療の実施にあたり、条例ではリハビリ病院の設立目的として「患者及びその家族の生活の質の向上を図る」こと、管理業務の基本方針として「患者及びその家族の視点に立って最適なサービスを提供する」ことを定めている。この設立目的及び基本方針に基づき、リハビリ病院の基本理念、診療方針、患者の基本的な権利等を定め、職員に周知するとともに、来院者が目にしやすい場所に掲示すること。(基本協定書 仕様書)

実施状況:

リハビリ病院の基本理念、診療方針、患者の基本的な権利等を定め、来院者の目につきやすい玄関等へ掲示されていた。

遵守事項26:騒音等による地域住民への影響が出ないように配慮、

その他芝生広場の開放等地域住民に開かれた施設管理の努力

遵守基準:

リハビリ病院からの騒音等により地域住民の生活に影響が生じないように配慮すること。

管理業務に支障が生じない範囲において、地域住民に芝生広場等を開放するなど地域住民に開かれた施設管理に努めること。

(基本協定書 仕様書)

実施状況:

平成23年度は住民とのトラブルはなかった。敷地内を地域住民が散歩できる環境とし、敷地案内や禁煙等のお願いを掲示している。

遵守事項27:文書保存方法等の規程の制定

遵守基準:

指定管理者は、管理業務に関する文書等について、その保存方法等に関する規定を定め、適切に保存しなければならない。

(基本協定書第28条)

実施状況:

文書管理規程を作成し、その規程に基づき文書を保管していた。

条例等遵守事項の実施状況一覧

1 患者及びその家族に対して提供するサービスに関する事項

調 査 事 項			チェック欄	
			可	不可
1 職員配置基準の遵守(病棟毎)	① 医師	1人以上	☒	☐
	② PT	4.5:1	☒	☐
	③ OT	4.5:1	☒	☐
	④ 看護師、 准看護師	3:1	☒	☐
	⑤ 看護補助者	6:1	☒	☐
	⑥ ④+⑤	1.5:1	☒	☐
2 入院治療の毎日の提供			☒	☐
3 医療安全対策及び院内感染症防止対策のマニュアル策定と医療事故等の対応			☒	☐
4 クリティカルパス方式の導入			☒	☐
5 スタッフ間の診療情報の共有化			☒	☐
6 医療情報システムの構築			☒	☐
7 急性期から維持期のリハビリテーション医療の中核的な役割(ア)急性期との連携			☒	☐
8 急性期から維持期のリハビリテーション医療の中核的な役割(イ)維持期との連携			☒	☐
9 患者の自己決定権を尊重した医療			☒	☐
10 患者への精神的なサポート			☒	☐
11 患者等の苦情相談窓口の設置及び苦情対応体制を構築			☒	☐
12 船橋市個人情報保護条例に基づく適切な措置			☒	☐
13 食事の提供方法の配慮、可能な限り食堂の使用等			☒	☐
14 スタッフの接遇について倫理規範の成文化、スキルの向上等			☒	☐
15 職員の情報共有化			☒	☐
16 開院後5年以内に日本医療機能評価機構第三者評価を受審			☐	☒

2 管理の効率化に関する事項

調 査 事 項	チェック欄	
	可	不可
17 電子カルテ、オーダーリングシステム等の計画的構築	☒	☐
18 調達コストの抑制	☒	☐
19 責任体制の明確化等	☒	☐

3 財務内容の改善に関する事項

調 査 事 項	チェック欄	
	可	不可
20 リハビリ病院特別会計の設定	☒	☐
21 非営利性の徹底	☒	☐

4 情報公開及び地域住民との交流等に関する事項

調 査 事 項	チェック欄	
	可	不可
22 ホームページ等による情報公開、中期目標の達成度等の定期的な公表	☒	☐
23 カルテ情報等の情報開示に関する基本的なルール策定	☒	☐
24 患者等から定期的に意見を聞く場の設置、地域住民等の関係者を含む運営委員会の設置等	☒	☐
25 基本理念、診療方針、患者の基本的権利等を定め窓口等への掲示	☒	☐
26 騒音等による地域住民への影響が出ないように配慮、その他芝生広場の開放等 地域住民に開かれた施設管理の努力	☒	☐
27 文書保存方法等の規程の制定	☒	☐